

## 入 札 傍 聴 人 心 得

(傍聴できない者)

第1 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 危険物，張り紙，ビラ，プラカード，旗，啓発幕，はち巻等を着用又は持っている者
- (2) 楽器等，拡声器，ラジオ，ファックス，無線機，写真機，撮影機，パソコン等を携帯している者  
ただし，通信，録音，録画，撮影，又は入力等をするにつき，あらかじめ管理者の許可を得た者を除く。
- (3) 酒気帯び等により精神が不安定な状態であると入札執行者が判断した者
- (4) その他入札会を妨害するおそれがあると入札執行者が判断した者

(傍聴人の遵守すべき事項)

第2 傍聴人は，入札会場にあるときは，次の事項を守らなければならない。

- (1) 入札参加者及び入札会場の外にいる者と接触(会話又は合図等)しないこと。
- (2) 入札の執行，経過，結果についての言動は，しないこと。
- (3) 談話し，放歌し，高笑し，その他騒ぎ立てないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 報道機関については，「報道関係者の入札会取材上の注意事項について」を守ること。
- (6) その他入札会の秩序を乱し，又は入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第3 傍聴人は，すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第4 入札執行者は，傍聴人が岡山市水道局入札会傍聴規程に違反すると認めるときは，係員に命じてこれを退場させるものとする。

2 退場させられた者は，当該入札会における傍聴はできないものとする。